

ご契約者さま各位

カーディフ・アシュアランス・ヴィ  
(カーディフ生命保険会社)

## 『保険法』施行に関するお知らせ

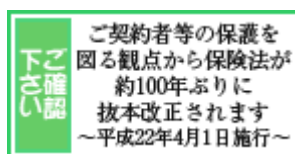
平成 20 年 6 月 6 日に公布された『保険法』は、平成 22 年 4 月 1 日に施行されます。保険法は、従来の「商法（明治 32 年法律 48 号）」における保険に関する規定として定められておりましたが、約 100 年ぶりにご契約者さまの保護や内容の現代化などの観点から見直しが行なわれ、「商法」から独立した単行法として新しい「保険法」が制定されました。

当社では、締結が施行日（平成 22 年 4 月 1 日）以後となるご契約から保険法に準拠した新約款に基づくお取扱いを開始いたします。

また、施行日以前に締結されたご契約に対し、保険法に準拠したお取扱いを規定した「保険法施行日後の取扱いに係る特則」を平成 22 年 4 月 1 日より適用いたします。

保険法の詳細なご説明につきましては、(財)生命保険文化センターのホームページをご覧ください。

下記のパナーをクリックしていただくとご覧いただけます。



変額年金保険のご契約者さまは  
こちら

医療保険のご契約者さまは  
こちら

この内容に関するお問い合わせ

カーディフ生命保険会社お客さま相談室

TEL：03-6415-8275 受付時間：9:00～18:00（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日）